

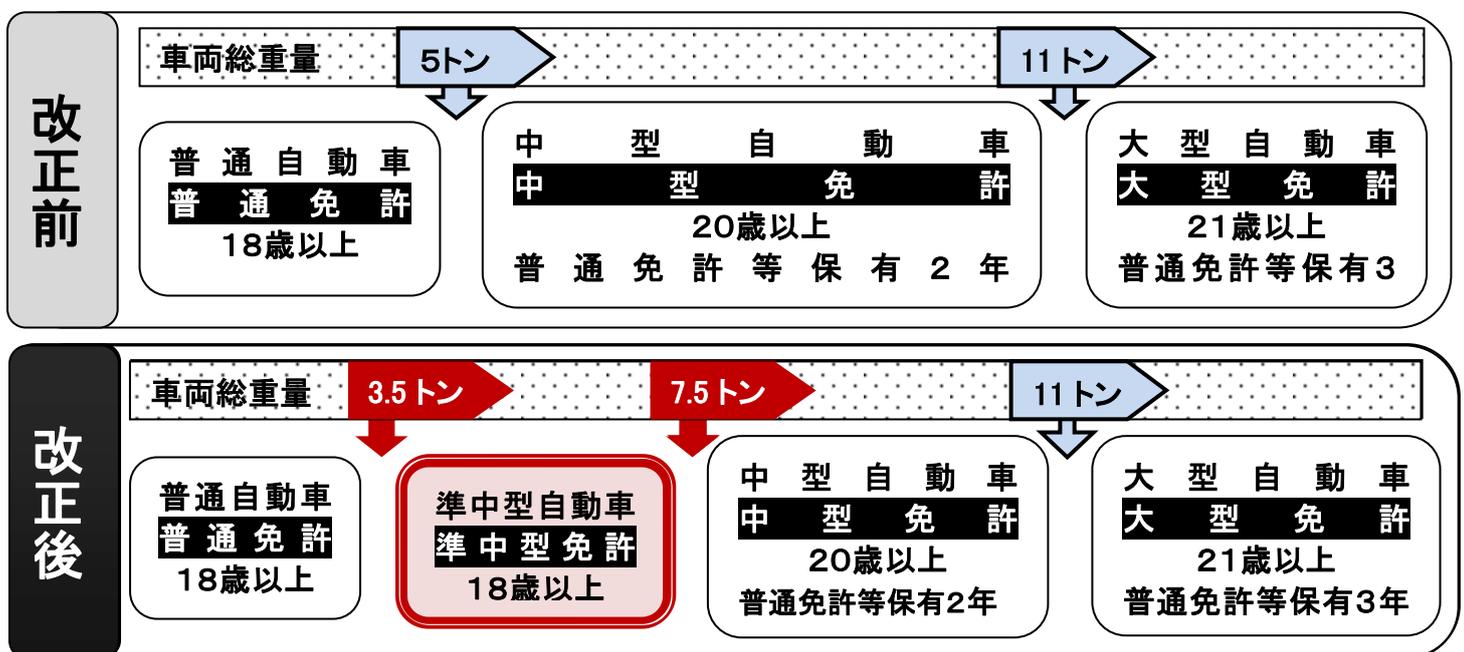
準中型自動車・準中型免許の新設

～平成 29 年 3 月 12 日施行～

～道路交通法改正の趣旨～

集配等で利用頻度の高い、物流の中心となる最大積載量 2 トンの貨物自動車が保冷設備業の架装により、車両総重量 5 トンを超えることが多くなっています。

中型免許の取得可能年齢が 20 歳以上であることから、これらの車両を高校卒業後、間もない方が運転できないため、就職にも影響を及ぼしているなどの指摘があり、全国高等学校長協会、全日本トラック協会などから警察庁に対して制度の見直しについての要望が寄せられたことから、社会的要請にも応えた制度とするため、今回の改正により下記のとおり見直されました。



- 準中型免許は、18歳から受けることができます。
- 現行の普通免許は、車両総重量 5 トンの限定が付された準中型免許となります。
- 現行の普通免許(車両総重量 5 トン未満の自動車を運転可能、平成 29 年 3 月 11 日までに取得)を持っている方が、法施行後、自動車学校で技能 4 時限と審査を受けると、準中型免許の限定解除(車両総重量 7.5 トン未満の自動車を運転可能)をすることができます。
- 施行後の普通免許(車両総重量 3.5 トン未満の自動車を運転可能、平成 29 年 3 月 12 日過ぎに取得)を持っている方が準中型免許を取得するには、自動車学校で技能教習 13 時限 + 学科教習 1 時限の計 14 時限の教習と検定合格が必要になります。

準中型自動車



問い合わせ先

〒010-1607 秋田市新屋南浜町 12-1

秋田県警察本部交通部運転免許センター

電話 018-863-1111

試験に関する事項は、内線 333

自動車学校に関する事項は、内線 323

